

矯正治療後の保定期間における費用に関する公示

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当院の歯科治療方針に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当院におきましては、昨今の歯科材料費、エネルギー価格の高騰、並びに高度な医療安全体制を維持するための諸経費上昇に直面しております。当院といたしましては、質の高い矯正歯科治療を継続し、かつ全患者様へ安定的に精密な診療を提供できる体制を確保することを最優先事項として検討を重ねてまいりました。

その結果、今後も適正かつ安全な診療環境を維持するため、この度、矯正治療後の保定期間における治療体系を下記の通り刷新することといたしました。本改定は、診療品質の維持向上、並びに治療計画に即した適切な管理体制の構築を目的としたものです。何卒、諸般の事情をご賢察いただき、今後とも変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の主旨

自費診療（矯正治療後の保定期間）における処置内容の包括化、並びに高度な専門性を有する診療体制の適正な維持。

2. 保定期間中の料金

矯正治療後の保定装置（リテーナー）使用中などの患者様に対する定期メンテナンス料を以下の通り規定し、実施いたします。

- 保定期間中の調節料（自費診療）：来院時一律 4,000 円＋税
- 上記料金には、予約時間内 30 分における装置の精密検査、微調整、部分的清掃や、口腔指導などが含まれます。

3. 処置内容の優先順位について

装置の脱離や破損等の不具合が確認された場合は、歯列の後戻りを防止するため矯正自費診療における「装置の修理・再装着」を最優先の処置といたします。破損状況により、当日中の修理・再装着が困難な場合は、応急処置の上、別日程での再来院を要するものとします。複数回の来院が必要となる場合においても、各来院ごとの一律費用に変更はありません。

4. 装置の作り直しに関する取扱い

紛失、著しい破損、または定期的なメンテナンス不足などによる再製作については、上記費用とは別に、当院規定の装置製作費を別途申し受けます。

5. 実施時期 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日 より適用